

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2020年4月3日号
No. 673

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

満開のツツジとサクラの競演

4月中旬ごろから見ごろ 場所 / 滝山公園

公園内に多くのミツバツツジと八重桜などが咲き乱れ、山肌をピンク色に染め上げます。また、セルブひのによるバザーなども開かれます。ぜひ、お問い合わせしてお出かけください。

【住民課からのお知らせ】

土地価格等・家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧を行います

令和2年度土地価格等・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿により、土地や家屋の価格などを見ることができます。

【土地価格等・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

自分の資産について適当かどうかほかの物件を比較して見ることができます。

期間 4月1日～6月1日(月)
※平日のみ

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 役場住民課

対象者 固定資産税の納税義務者

【固定資産税台帳の閲覧】

自分の資産について記載された部分を見ることができます。

期間 通年※平日のみ

時間 午前8時15分～午後5時15分

場所 役場住民課

対象者 固定資産税の納税義務者(本人の台帳)、借地人・借家人(借りている物件の台帳)

問合せ先 役場住民課(電話 72-0333)

軽自動車税の減免申請は 4月30日(木)までに

町では、心身に一定の障がいなどがある人が所有する軽自動車、本人または生計を同じくする

人が使用する場合には、申請により軽自動車税が減免されます。

また、法人などが所有する軽自動車、公益のために直接使用するものについても、軽自動車税を減免する制度があります。

減免の要件や手続きの仕方など、詳しくは役場住民課にお問い合わせください。

申請期間 4月30日(木)まで
問合せ先 役場住民課(電話 72-0333)

【建設水道課からのお知らせ】

若者向け町営住宅建設候補地公募のお知らせ

若者向け町営住宅の建設候補地を公募します。条件は次のとおりです。

条件 ①根雨、舟場、野田、高尾地区内

②おおよそ400㎡～600㎡程度の土地(面積がそれ以上の場合は切り売りが条件)

③形状がおおよそ四角形の土地

④更地で造成などが不要な宅地(現在、建物などがある場合は、所有者が6月ごろまでに撤去することが条件)

⑤土地の周辺に上下水道の管路などが整備されている。

⑥取得価格は公共事業取得価格に準じる。

申込期限 令和2年4月20日(月)まで※申込用紙は役場建設水道課にあります。

申込みおよび問合せ先 役場建設水道課 担当 音田(電話 72-0350)

春の全国交通安全運動

4月6日(月)～15日(木)

4月6日(月)から15日(水)まで、春の全国交通安全運動が行われます。

全国交通安全スローガン

「つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県」

運動の重点

①子どもを始めとする歩行者の安全の確保

②高齢運転者等の安全運転の励行

③自転車の安全利用の推進

▼4月10日(金)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

▼4月15日(水)は、「交通安全にみんなで参加する日 および交通マナーアップ強化日」です。

上記の3点を再確認し、正しい交通ルールで、ゼロを目指しましょう。

【そのほかのお知らせ】

一人で悩まず、精神障がい者 家族相談ダイヤルに電話を

鳥取県精神障害者家族連合会では、家族による家族のための電話相談を行っています。相談は無料です。一人で悩まず、相談ダイヤルをご利用ください。

なお、相談は匿名でも受けられ、秘密は固く守られます。

実施日 毎月第1・第3木曜日、午後1時～午後4時

※令和3年1月1日～3日は除く
相談専用ダイヤル 090-3880-3498

【そのほかのお知らせ】

「無料法律相談会」開催

鳥取県司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。**日時** 4月24日（金）午後6時～午後8時（前日までに要予約）

場所 米子コンベンションセンター第1会議室

内容 ▼相続・遺言▼不動産の贈与・売買▼借金・多重債務問題▼身の回りの法律问题 など

問合せ 鳥取県司法書士会（電話 0857-24-7024）

庁舎内の配置変更

多様化する業務や町民の皆さんのニーズに対応し、活気あるまちづくりを積極的に推進するため、教育委員会事務局の配置を、役場庁舎2階事務室に変更しました。

問合せ先 教育委員会事務局（電話 72-2107）

町 人 事 異 動

令和2年4月1日付。（ ）内は前部署

■異動

【議会事務局】 事務局長＝伊田喜浩（健康福祉課長）

【総務課】 副主幹＝吉原敏治（再任用）、主任＝宮本秀隆（企画政策課）

【企画政策課】 課長補佐＝神崎猛（総務課）、副主幹＝伊田達彦（健康福祉課）、主事＝谷口智佳子（健康福祉課）

【健康福祉課】 課長（兼）福祉事務所長（兼）健康福祉センター所長（兼）子育て世代包括支援センター所長＝住田秀樹（健康福祉課）、副主幹（兼）福祉事務所査察指導員＝吉原尚志（地域包括支援センター）、副主幹＝谷口理恵（企画政策課）、主事＝茅野真伍（鳥取県後期高齢者医療広域連合）

【住民課】 会計管理者（兼）課長＝遠藤律子（教育委員会）、主任＝

多賀えり子（教育委員会）

【建設水道課】 生活環境室主任＝貝瀬淳一（健康福祉課）

【産業振興課】 参事（兼）建設水道課参事＝稲田正純（再任用・産業振興課）、副主幹（兼）住民課副主幹＝稲田いずみ（住民課）

【教育委員会】 課長補佐＝三好達也（企画政策課）

■採用

【企画政策課】 主事＝吉田寛克

【健康福祉課】 地域包括支援センター主事（兼）健康福祉課主事＝音田幸真

【産業振興課】 主事＝中田雅大

【教育委員会】 主事＝濱岡文香

【ひのっこ保育所】 保育士＝坪内明日香、名越千華

■退職

池田俊弘（議会事務局長）※再任用、矢田貝慎一（住民課長（兼）会計管理者）※再任用、田貝嘉彦（教育委員会参事）※再任用、田貝陽子（産業振興課）、長谷川絵美（住民課）

タクシー 利用者補助 金制度 のご案内

より使いやすく、より身近に

対象者の年齢条件引き下げなどを行いました。

町では、タクシー料金の一部を助成する「タクシー利用者補助金制度」を設けています。4月1日から、助成対象条件の引き下げなどを行いました。まだ申請していない人や運転免許証を自主返納する予定のある人など、ぜひこの制度を活用ください。

- ☒ **対 象 者** ①町内に住所がある 70歳以上の人で、自動車の運転ができない人
②町内に住所がある 65～69歳の人で、地域の事情などによりタクシー以外の公共交通機関の利用が難しく、かつ自動車の運転ができない人
③町内に住所があり、在宅で要介護認定を受けている人（要支援はのぞく）
④町内に住所があり、身体障害手帳を持っている人（一部対象でない人もいます）
- ☒ **助成内容** 対象者が日野交通（株）または日南交通（有）を利用した場合にタクシー料金の一部を助成します。
【負担額イメージ】
①メーター額が2,000円未満のときはおよそ1/2の額
②メーター額が2,000円以上4,780円未満のときは1,000円
③メーター額が4,780円を超えたときは、（メーター額－3,780円）
- ☒ **申請方法** ▼役場企画政策課または役場黒坂支所へ申し込んでください。申込書は各申込場所にあります。
▼利用者のうち人工透析者のタクシー助成券の利用が年間48枚を超える場合には、最大96枚まで追加交付します。
▼久住および畑地内に住所がある高校生以下の人または65歳以上の人は、年間最大96枚を交付します。
▼申し込みの際、介護保険被保険者証、身体障害者手帳がある人は持参ください。
- ☒ **問合せ先** 役場企画政策課（電話 72-0332）